

第 1 回北海道地域農業特定技能協議会運営委員会

議事次第

日時：令和元年 6 月 2 8 日（金）14:30～16:00
場所：北海道庁 本庁舎 7 階 農政部第 1 中会議室

開 会

- 1 北海道地域農業特定技能協議会運営委員会の設置について
- 2 その他

閉 会

北海道地域運営委員会の設置について

1. 目的

北海道地域農業特定技能協議会規約第5条の規定を踏まえ、北海道地域農業特定技能協議会（以下「地域協議会」という。）の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な事項の決定を行うため、運営委員会を設置する。

2. 活動内容

- (1) 地域協議会を招集するかどうかの決定
- (2) 地域協議会の構成員に共有する情報の決定
- (3) 情報共有の方法や時期の決定
- (4) 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
- (5) 運営要領の制定・変更その他地域協議会の運営に関する重要事項の決定

3. 構成員及びオブザーバー

別紙のとおり

4. 事務局

農林水産省経営局就農・女性課

5. 開催時期

必要があるときに、運営委員会を開催（書面開催も可能）し、法務大臣に受入れの停止の措置を求める場合等、特に重要な事項を協議する必要がある場合には、地域協議会を招集する。

(別紙)

運営委員会 構成員及びオブザーバー

1. 構成員

【事業所管省庁】

農林水産省経営局就農・女性課

北海道農政部農業経営局農業経営課

【制度所管省庁】

札幌出入国在留管理局審査部門

北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課

北海道労働局職業安定部職業対策課

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

北海道農業法人協会

北海道農業協同組合中央会

北海道農業会議

北海道地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の農林水産省等が適当と認める団体

2. オブザーバー

北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課

北海道地域運営委員会決定第 号
令和元年 月 日

「北海道地域農業特定技能協議会」運営要領（案）

北海道地域農業特定技能協議会規約第 7 条の規定に基づき、北海道地域農業特定技能協議会（以下「地域協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（入会）

第 1 条 農業特定技能協議会の構成員である特定技能所属機関であって北海道を住所とするものを、地域協議会の構成員とする。

第 2 条 地域協議会の構成員となろうとする北海道地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体は、次に掲げる事項を農林水産省に届け出なければならない。

- 一 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該団体の構成員その他組織体制が確認できる書類

2 農林水産省は、前項の届出により、当該団体が北海道地域の相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていること等が確認された場合は、当該団体を地域協議会の構成員とするものとする。

（退会及び除名）

第 3 条 地域協議会の構成員となっている特定技能所属機関は、農業特定技能協議会の構成員でなくなったときは、地域協議会から退会したものとする。

第 4 条 第 2 条第 2 項の規定により地域協議会の構成員となっている団体は、退会する旨を農林水産省に届け出ることができる。

2 地域協議会は、第 2 条第 2 項の規定により地域協議会の構成員となっている団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体を構成員から除名することができる。

- 一 当該団体が北海道地域の相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていると認められないとき
- 二 北海道地域農業特定技能協議会規約第 3 条第 2 項に規定する地域協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 地域協議会の運営を妨げる行為又は地域協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

（構成員名簿の作成及び公表）

第 5 条 農林水産省は、地域協議会の構成員となっている者の氏名又は名称及び住所等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

（地域運営委員会）

第 6 条 地域運営委員会は、地域協議会の招集、共有する情報の内容その他の地域協議会の

運営に必要な次に掲げる事項の決定を行う。

- 一 地域協議会を招集するかどうかの決定
 - 二 地域協議会の構成員に共有する情報の決定
 - 三 情報共有の方法や時期の決定
 - 四 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
 - 五 運営要領の制定・変更その他地域協議会の運営に関する重要事項の決定
- 2 農林水産省は、必要があるときに、構成員を招集し、又は議事の内容を記載した書面若しくは電子メールを構成員に送付し、地域運営委員会を開催する。
- 3 農林水産省は、地域運営委員会の議事に鑑みて必要があると認めるときは、学識経験者その他の地域運営委員会の構成員以外の者に地域運営委員会への出席を求めるものとする。

（地域協議会の招集）

- 第7条 地域運営委員会は、看過しがたい偏在が生じており大都市圏での受入れの自粛を求める必要がある場合等、特に重要な事項を協議する必要がある場合に、地域協議会を招集するものとする。
- 2 地域運営委員会は、やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって地域協議会における協議に代えることができる。

（議事の公開等）

- 第8条 地域協議会及び地域運営委員会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

（その他）

- 第9条 本運営要領に定めるもののほか、地域協議会及び地域運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域運営委員会において定める。

附 則

この要領は、 年 月 日から施行する。



特定技能制度の運用状況について

令和元年6月
出入国在留管理庁

特定技能制度全体の運用状況



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

特定技能外国人の申請状況等について(令和元年6月7日現在)

① 登録支援機関登録	申請 2, 167件	登録 462件
② 在留資格認定証明書交付	申請 100件	交付 12件
③ 在留資格変更許可	申請 48件	許可 2件
④ 特例措置としての「特定活動」	許可 223件(未交付含む)	

※ 申請数については速報値

【今後の方針等】

- 中小企業を含む多くの方々に制度を活用いただくためには、登録支援機関の登録数を増加させることが必要



引き続き適正かつ迅速な審査・登録に努める

特定技能試験等の実施状況について

実施状況(4月・5月)

	実施場所	受験者数・合格者数
介護(技能・日本語)(4月13・14日)	フィリピン	受験者数:113人, 合格者数:94人(技能), 97人(日本語), うち84人が両試験に合格
(5月25・26・27日)		受験者数:336人
宿泊(技能)(4月14日)	日本国内	受験者数:391人, 合格者数:280人
外食業(技能)(4月25・26日)	日本国内	受験者数:460人, 合格者数:347人
国際交流基金日本語基礎テスト (4月13・14日)	フィリピン	受験者数:57人, 合格者数:33人
(5月25・26・27日)		受験者数110人

今後の実施予定

- 国外試験
 - ・ 介護分野の技能・日本語試験については、フィリピンにおいて、6月22・23・24日に実施予定(国際交流基金日本語基礎テストについても、同日にフィリピンで実施予定)
 - ・ 宿泊分野及び外食業分野については、本年秋以降に実施予定
 - ・ 他の分野については、本年度中に実施予定
- 国内試験
 - ・ 外食業分野については、6月24・27・28日に国内7か所で実施予定
 - ・ 他の分野については、本年秋以降に実施予定

※6月については、介護分野の技能・日本語試験及び国際交流基金日本語基礎テストを、6月15・16日に実施。

総合的対応策（施策番号100番）

新たな在留資格について、平成31年から外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）との間で、同年3月までに、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指す〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕

MOCのポイント

○ 情報共有

特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。
この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。

- ・ 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収 など

○ 問題是正等のための協議

定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

署名・交渉状況

- 署名済み：フィリピン（3/19）、カンボジア（3/25）、ネパール（3/25）、ミャンマー（3/28）
モンゴル（4/17）
- 実質合意：ベトナム、中国、インドネシア、タイ

農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > [経営](#) > [農業分野における外国人の受入れについて](#) > 新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」について

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」について

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」の創設

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる制度です。農林水産省の所管では4分野（農業、漁業、飲食品製造業、外食業）で受け入れることとしております。新たな在留資格「特定技能」は、平成31年4月1日から施行されています。

[農業分野における新たな外国人材の受入れについて（平成31年4月）\(PDF：1,914KB\)](#)[【農業分野】新たな外国人材の受入れ制度に関するQ&A（平成31年3月29日時点）\(PDF：523KB\)](#)[特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針・分野別運用方針及び要領【外部リンク（法務省）】](#)[外国人材受入れ・共生のための総合的対応策【外部リンク（法務省）】](#)[外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議【外部リンク（首相官邸）】](#)[外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について【外部リンク（金融庁）】](#)○農業者向けパンフレット New[パンフレット「特定技能外国人の受入れが始まりました！～受入れにあたって押さえるべきポイントとは～」\(PDF：1,792KB\)](#)

○特定技能外国人受入れに関する運用要領

[特定技能外国人受入れに関する運用要領 \(PDF：1,116KB\)【外部リンク（法務省）】](#)[1号特定技能外国人支援に関する運用要領 \(PDF：259KB\)【外部リンク（法務省）】](#)

・農業分野に係る要領別冊

[本文・別表\(PDF：111KB\)](#)[【参考様式第11-1号】農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書 \(PDF版: 5KB、WORD版: 21KB\)](#)[【参考様式第11-2号】派遣先事業者誓約書\(PDF版: 14KB、WORD版: 25KB\)](#)[【参考様式第11-3号】農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書\(PDF版: 7KB、WORD版: 22KB\)](#)[【参考様式第11-4号】登録支援機関誓約書\(PDF版: 4KB、WORD版: 19KB\)](#)

○農業技能測定試験及び日本語能力試験について

[\[農業技能測定試験\]](#)

農業技能測定試験については、今年秋以降に実施すべく、現在準備中です。

[\[日本語能力試験\]](#)

試験の詳細についてはこちらのページをご確認ください→[日本語能力試験【外部リンク（\(独\)国際交流基金）】](#)

○農業特定技能協議会の開催状況等

(協議会)

第1回農業特定技能協議会(平成31年3月27日)

[会議資料\(PDF：1,280KB\)](#)

[議事概要\(PDF：147KB\)](#)

決定事項

[「農業特定技能協議会」規約\(農業特定技能協議会決定第1号\)\(PDF：232KB\)](#)

(運営委員会)

第1回農業特定技能協議運営委員会(平成31年3月27日)

[会議資料\(1\)\(PDF：967KB\)](#)、[\(2\)\(PDF：1,035KB\)](#)

[議事概要\(PDF：167KB\)](#)

決定事項

[「農業特定技能協議会」運営要領\(運営委員会決定第1号\)\(PDF：186KB\)](#)

第2回農業特定技能協議運営委員会(令和元年5月28日(書面による持ち回り開催)) **New**

[会議資料\(1\)\(PDF：1,583KB\)](#)、[\(2\)\(PDF：1,468KB\)](#)

[議事概要\(PDF：114KB\)](#)

決定事項

[農業特定技能協議会の構成員であることの証明の方法の決定について\(運営委員会決定第2号\)\(PDF：108KB\)](#)

○「農業特定技能協議会」への加入方法等について **New**

初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定外国人を受け入れた後4か月以内に「農業特定技能協議会」に加入し、加入後は農業特定協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。

なお、4ヶ月以内に農業特定技能協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなるのでご注意ください。

加入については、下記の入力フォームから必要事項を記入の上、ご登録ください。

個人の方は[こちら](#)

法人の方は[こちら](#)

加入後に変更等が生じた場合はこちらから(個人の方)(法人の方)速やかに報告願います。

農業特定技能協議会から退会する場合はこちらから(個人の方)(法人の方)入力ください。

なお、地域協議会が設置された場合、当該農業特定技能協議会に加入された方は、追加の加入申請をすることなく所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなりますのでご了承ください。

○「農業特定技能協議会」の加入者一覧表 **New**

「農業特定技能協議会」運営要領第5条の規定に基づき、加入者の氏名を公表いたします。

なお、こちらから送付する「加入通知書」は2回目以降の受入れの際に必要となります。

そのため、「加入通知書」は大切に保管いただきますようお願いいたします。

加入年月日	協議会構成員番号	都道府県名	氏名(名称)
令和元年6月3日	6-27-00001	大阪府	株式会社GFF

お問合せ先

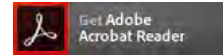
経営局就農・女性課

担当者：雇用労働グループ

代表：03-3502-8111（内線5203）

ダイヤルイン：03-6744-2162

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

[ホーム](#) > [経営](#) > [農業分野における外国人の受入れについて](#) > [新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」について](#) > 「農業特定技能協議会」入会申込みフォーム（個人用）

「農業特定技能協議会」入会申込みフォーム（個人用）

初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定外国人を受け入れた後4か月以内に「農業特定技能協議会」に加入し、加入後は農業特定協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。

農業特定技能協議会へ加入を希望する場合は、次の事項をお読みになり、必要事項を入力の上、「送信確認」ボタンを押してください。

なお、登録いただいたメールアドレス宛に「加入通知書」を送付予定としておりますので、もしメールアドレスをお持ちでない場合は、申請前に必ずメールアドレスの取得をお願いいたします。

また、地域協議会が設置された場合、当該農業特定技能協議会に加入された方は、追加の加入申請をすることなく所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなりますのでご了承ください。

在留カード番号(受入人数分記入) (必須)
氏名(代表者) (必須)
氏名(フリガナ) (必須)
郵便番号(ハイフンも入力) (必須)
住所 (必須)
担当者役職
担当者氏名
電話番号(ハイフンも入力) (必須)
メールアドレス (必須)
メールアドレス(確認用) (必須)
所属団体 (必須)
雇用形態 (必須)
☐ 直接雇用
☐ 派遣形態
(派遣形態の場合)労働者派遣事業の許可番号／旧特定労働者派遣事業の届出受理番号
受け入れる者の国籍・人数(国名：○人) (必須)

受け入れる者の状態(技能実習2号修了者／試験合格者) (必須)
登録支援機関に対する支援委託の有無 (必須)
☐ 委託する ☐ 委託しない
(委託する場合)登録支援機関の名称
(委託する場合)登録支援機関の登録番号
以下、会員の遵守事項(遵守すべき事項を怠った場合、除名となる可能性があります。)
外国人に係る出入国又は労働に関する法令の規定を遵守すること (必須)
☐ 同意する
農業特定技能協議会運営要領及び関連する諸規定の内容を理解し、これを遵守すること (必須)
☐ 同意する
協議会の構成員名簿にて氏名等を公表することについて同意すること (必須)
☐ 同意する
協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めた場合には、これに協力すること (必須)
☐ 同意する
登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するにあたっては、協議会に必要な協力を行う登録支援機関に委託すること (必須)
☐ 同意する
送信確認 リセット

お問合せ先

経営局就農・女性課

担当者：雇用・労働グループ
代表：03-3502-8111（内線5203）
ダイヤルイン：03-6744-2162

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2018 年 12 月 25 日

内閣官房日本経済再生総合事務局

法務省

外務省

文部科学省

厚生労働省

経済産業省

外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組について ～日本貿易振興機構(JETRO)に「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を設置～

1. 趣旨

- ・第4次産業革命の下での国際的な人材獲得競争が激化する中、海外から高度な知識・技能を有する外国人材の積極的な受入れを図ることが重要である。「未来投資戦略 2018」では、「特に、高度外国人材の『卵』である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人学生の呼込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図る」としている。
- ・「未来投資戦略 2018」を踏まえ、関係省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組みとして、日本貿易振興機構(JETRO)に「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を設置する。今後は本プラットフォームを通じて、(1)高度外国人材受入れ施策の有機的な連携、(2)我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等のポータルサイトを通じた情報発信及び企業や高度外国人材・外国人留学生からの問い合わせに対するワンストップサービスの提供、(3)外国人採用を検討する中堅・中小企業に対する伴走型支援を推進していく。

(注)本プラットフォーム始動に伴い、平成 27 年度に開始した「外国人材活躍推進プログラム」(内閣府とりまとめ)は廃止とする。

2. 具体的な取組

(1)高度外国人材受入れ施策の有機的な連携

- ・在外公館、日本貿易振興機構(JETRO)、国際交流基金、日本学生支援機構(JASSO)などの海外事務所及び国内大学の海外拠点の緊密な連携の下、入国前に日本語教育を提供するとともに、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信し、一気通貫で日本への送り出しにつなげる。
- ・日本国内において、大学・企業・自治体等の連携の下、地域の中堅・中小企業のニーズを踏まえた専門教育や、ビジネス日本語・キャリア教育等日本企業への就職に際し求められるスキルを在学中から習得させるとともに、インターンシップ、マッチング事業等を通じて国内企業への就職につなげる。

(2)ポータルサイトを通じた情報発信・ワンストップサービスの提供

- ・日本の生活・就労環境、入管制度、高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業等の情報、日本での就労を希望する外国人留学生が在籍する大学等の情報など一連の情報とともに、関係省庁等が実施するインターンシップ、ジョブフェア、セミナーなどの各種イベント情報を JETRO に集約し、外国人及び我が国企業双方の目線に立った分かりやすい形で発信するポータルサイトを構築する。
- ・企業や高度外国人材・外国人留学生からの採用や就労に関する問い合わせを一元的に回答するワンストップサービスを提供する。

(3)外国人採用を検討する中堅・中小企業に対する伴走型支援

- ・高度外国人材に精通した専門家を活用し、中堅・中小企業に対して採用に際しての手続きや課題解決、外国人材が活躍するための就労環境整備、我が国での安定的な定着までの伴走型支援を提供する。

3. 関係省庁

(1)高度外国人材受入れ施策の連携、イベント情報等の共有

【関係省庁：外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

(2)入管制度、生活・就労環境情報の共有

【関係省庁：法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省】

(3)高度外国人材の雇用に関心がある企業情報の共有

【関係省庁：外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

(4)外国人留学生在籍大学等の情報の共有

【関係省庁：外務省、文部科学省】

(注)上記以外にも高度外国人材受入れ施策を実施している場合、関連情報を保有している場合は随時連携するものとする。

以 上

「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」イメージ

高度外国人材活躍推進のための 関係省庁打ち合わせ

国際化促進インターンシップ
(経済産業省)

イノベティブ・アジア
(外務省)

海外における日本語教育
(外務省・国際交流基金)

海外学生向けジョブフェア
(経済産業省)

情報共有、施策の有機的連携を図るための会議体

オブザーバー参加

↑ ↓
各省庁施策、セミナー開
催等の情報を集約

国内留学生向けジョブフェア
(経済産業省)

留学生インターンシップ
(厚生労働省)

留学生就職フェア
(厚生労働省)

留学生就職促進プログラム
(文部科学省)

JETRO

企業ニーズを踏まえた高度外国人材の発掘から国内企業への就職まで一気通貫で対応

在外公館

国際協力機構

国際交流基金

日本学生支援機構

国内大学海外拠点

日本語学校

連携

現地イベント情
報等の共有、
現地教育機関・
企業情報等の照
会

JETRO海外事務所

現地関係機関間の
連携体制構築

JETRO国内事務所

ポータルサイトを活用した情報提供
・在留管理制度、日本の就労環境
・高度外国人材を求める国内企業情報
・外国人留学生の在籍大学情報
・各省施策、イベント情報

留学生と地域企業に対する
ワンストップ対応

イベントの開催
(セミナー・ジョブフェア等)

連携

地域企業・
留学生情報
等の共有

関係省庁・機関

地方自治体

地域経済団体

JETRO専門家

情報提供、
相談対応

採用・定着支援

外国人雇用に関
する相談、
採用情報の共有

問い合わせ

日本語教育の提供、
キャリアパスを見据えた
留学・就職情報の提供

日本で働きたい
海外学生

相談対応

日本で働きたい
外国人留学生

留学生情報
の共有

外国人留学生の
在籍大学

地域企業情報・求
める人材像の摺り
合わせ

専門教育、
ビジネス日本語・
キャリア教育

高度外国人材を
必要とする国内企業



グローバルなビジネスとキャリアをつくる

高度外国人材 活躍推進 プラットフォーム



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan



経済産業省



法務省

MINISTRY OF JUSTICE



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高度外国人材とは

- 日本国内又は海外の大学等を卒業し、企業において研究者やエンジニア、海外進出等を担当する営業などに従事する外国人材を想定しています。
- 在留資格でみると、「高度専門職」や「技術・人文知識・国際業務」など、いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」で就業する外国人材です。
- 留学生は、その卵であり、本施策の対象となります。
- 在留資格「高度専門職」を取得した高度外国人材のみなさまには、様々な入国管理上の優遇措置があります。詳しくは法務省の特設ページをご覧ください。
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html



高度外国人材活躍推進ポータルを ジェトロホームページに開設!!



高度外国人材活躍推進ポータルにはさまざまな情報を掲載!



1

イベントカレンダー

公的機関の実施する
イベント情報を集約しています

こちらから
アクセス



2

段階別情報

高度外国人材の採用から定着まで、
段階別に情報を網羅しています

こちらから
アクセス



3

企業情報の掲載

高度外国人材の採用を希望する
企業さまの情報掲載を
受け付けています



4

大学情報の掲載

留学生の在籍している
大学の情報と
連絡先を掲載しています

Coming
Soon

相談対応
サービスも提供

お困りの中堅・中小企業様に伴走型支援サービス

ジェトロに配備された専門相談員(コーディネーター)が継続的に採用から
定着までサポートします



お問い合わせ先

ジェトロ 高度外国人材活躍推進プラットフォーム窓口

TEL.03-3582-4941 E-mail. OpenforProfessionals@jetro.go.jp

最寄りの
ジェトロ事務所にも
ご相談できます!



高度外国人材活躍推進プラットフォーム

ジェトロの専門相談員による伴走型支援
サービスのご紹介

<伴走型支援とは>

ジェトロの専門相談員（コーディネーター）が、海外ビジネスを担う高度外国人材の採用戦略の立案から採用活動、採用後の定着・育成や社内体制の整備まで、一貫して支援します。

専門相談員
（コーディネーター）

人材活用に関する豊富な知識と経験を生かし、企業に寄り添いながらステップに応じた情報を提供します。



お申込みについて

<募集期間>

2019年4月5日（金曜）～12月27日（金曜）

<対象>

高度外国人材とともに海外ビジネスの拡大を目指す中堅・中小企業様

高度外国人材とは…

日本国内または海外の大学などを卒業し、企業において研究者やエンジニア、海外進出等を担当する営業などに従事する外国人材を想定しています。在留資格でみると、「高度専門職」や「技術・人文知識・国際業務」など、いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」で就業する外国人材です。

◆以下のリンク先、またはQRコードからお申込みください

<https://www.jetro.go.jp/services/escort.html>



<問い合わせ先>

ジェトロ国際ビジネス人材課「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」事務局

電話：03-3582-4941

E-mail: OpenforProfessionals@jetro.go.jp



Open for
Professionals

以下のような相談にコーディネーターが対応します

	STEP1 採用戦略	STEP 2 採用活動	STEP3 受入準備	STEP4 定着育成
相談例	- 高度外国人材を採用したいがどうしたらいいのかわからない - 高度外国人材の採用を決めたが待遇の決め方がわからない	- 地域の大学などの留学生との交流の機会を図りたい - 合同就職説明会への参加を決めたが、面接の仕方がわからない	- 内定を出したが、在留資格の切り替え手続きの仕方を知りたい - 外国人社員の入社までの受入準備について教えて欲しい	- 外国人社員の指導・育成方法がわからない - 外国人社員のキャリアパスをどう考えればよいか知りたい
支援内容	- 求める外国人材の人物像を絞り込むアドバイス - 成功事例を通じた高度外国人材採用・定着までの流れを説明	- 留学生の在学する大学に関する情報提供 - 合同就職説明会参加にあたっての面接方法などのアドバイス	- 在留資格の取得、切り替え申請のサポート - 社会保険等各種手続きのサポート、社内体制整備についてのアドバイス	- キャリアプラン・人材育成に関するアドバイスやセミナー案内 - 異文化コミュニケーション専門家によるアドバイス

【お申込みに必要な書類】

・お申込みフォーム

WEBページのお申込みフォームよりオンライン登録いただきます。

<https://www.jetro.go.jp/services/escort.html>

・同意書

「2019年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件兼同意書」に署名又は記名、及び捺印のうえ、高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局まで郵送にて提出いただきます。

【審査について】

すべての申込書類等の受領後、書類審査（一次審査）を通過した企業様には、概ね1～2週間程度をめぐり、順次、電話またはEメールにて電話審査（二次審査）のご案内を致します。

<問い合わせ先>

ジェトロ国際ビジネス人材課「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」事務局

電話：03-3582-4941

E-mail: OpenforProfessionals@jetro.go.jp



ジェトロのポータルサイトへの企業情報掲載のご案内

- 自社情報（日・英）をポータルサイトへ掲載できます。情報を掲載することで、国内外の高度外国人材に対し貴社の取り組みを発信できます。
- 貴社の状況に応じて情報の更新が可能なため、ステータスに合わせて内容を変更できます。

企業情報掲載イメージ

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ログインユーザー: 河野 亮広

高度外国人材活躍推進ポータル 企業情報登録ページ

高度外国人材関係企業情報
株式会社ジェトロ

日本全国・全世界で、グローバルなビジネスを拡げる支援を

ジェトロは国内46都道府県、海外54カ国に拠点を持つ日本の貿易投資促進機関です。2019年には前身の日本貿易振興会時代からの通算で設立60周年を迎えました。国内外ネットワークをフルに活用し、対日投資の促進、農林水産物・食品の輸出や中堅中小企業等の海外展開支援に機動的かつ効率的に取り組むとともに、調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献します

高度外国人材の活用情報

有

インターン受け入れ

有

英語のみでの対応可

可

この会社にご連絡する

企業情報掲載ページへ

高度外国人材を呼びこむプロジェクトを推進しています

所在地

〒107-6006
東京都港区赤坂1丁目12番32号
03-3582-4941

Google Mapで見る

資本金: 6000万円
売上高: 3億7500万円
従業員数: 1,799人
設立年月日: 2003年10月
<https://www.jetro.go.jp/hrportal/>

高度外国人材に期待する役割

- ・海外進出における外国企業との橋渡し役（ブリッジ人材）
- ・経営への参画
- ・日本人社員のグローバル化推進

高度外国人材に求める専門性

- ・文系（語学）
- ・文系（営業・マーケティング）

業種

- ・商社・卸売

事業内容

ジェトロでは、日本の中堅中小企業の海外ビジネス拡大のため、高度外国人材を採用したいと考える企業への支援を実施しています。また、日本政府においてイノベーションの担い手として、高度外国人材のさらなる呼び込みが求められているところでも、こうした取り組みを政府一丸となって進めるべく、2018年12月25日にはジェトロに高度外国人材活躍推進プラットフォームが設置されました。このプラットフォームでは、日本企業に対して継続的な支援を行う「伴走型支援」を実施します。現在、この伴走型支援を行い、企業のみならず相乗効果に資する「コーディネーター」を求めています。企業支援を実施する観点から、コーディネーターには、企業での人事経験がある人で、さらに英語やベトナム語が堪能な方を求めています。ジェトロとともに日本の高度外国人材呼び込みを推進しましょう。

関心国・地域

- ・アジア全般
- ・オセアニア全般
- ・北米全般
- ・欧州全般
- ・ロシア・CIS全般

<ご登録について>

◆以下のリンク先、またはQRコードからご登録ください。

<http://www.jetro.go.jp/hrportal/company/user.html>



ステップ1 新規ユーザー登録（仮登録）
“はじめてご利用の方へ” から、高度外国人材活躍推進ポータル企業登録ページへお進み頂き、メールアドレスとパスワードを設定の上基本情報をご入力ください。

ステップ2 同意書の郵送
「企業情報の掲載システム利用規約兼同意書」の内容をご確認いただき、必要事項をご記入・押印の上ご郵送願います。

ステップ3 本登録の入力
・ご郵送いただいた同意書をジェトロで確認後、ご担当者様のメールアドレスに「本登録のお願い」メールを送付させていただきます。
・“ご登録済みの方へ” からユーザーIDとパスワードでログインいただき情報の登録にお進みください

ステップ4 本登録の完了
ご登録いただいた内容をジェトロで確認の上、公開いたします。

<問い合わせ先>

ジェトロ国際ビジネス人材課「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」事務局

電話: 03-3582-4941

E-mail: OpenforProfessionals@jetro.go.jp



Open for
Professionals